

結婚・親子の民法による規律

——2024 年民法改正を踏まえて——

民法はわたしたちの日々の生活について規律していますが、その一分野である家族法は、家族、結婚・離婚、親子、相続等について定めており、誰もが人生において避け難く関わりうる法分野です。家族法についての知識は、私たちと家族との関係性をより円滑なものとするひとつのツールといえましょう。

家族法は、2010 年代以降、改正が相次いでいます。今年 2024 年 5 月にも、父と母双方が離婚後も子どもの親権を持つ「共同親権」の選択を可能とする法改正が行われました。家族のあり方や家族についての考え方の変化とともに、家族法の規定ぶりにも改正が求められてきていると考えられます。

そこで本講義では、生きていくために押さえておくべき家族法の基礎知識とその考え方、また 2024 年民法改正の意義や家族法をめぐる問題状況につきまして、家族法を御専門とする東北大学大学院法学研究科・法学部の久保野恵美子先生に解説していただきます。

Zoom にて開催いたします。みなさまお気軽にご参加ください。



日時 2024 年 11 月 22 日 (金) 4 限 (14 時 40 分～16 時 10 分)

Zoom URL・ミーティング ID・パスコード: Universal Passport で配信

対象: 静岡県立大学学生、大学院生及び教職員

参加に際し事前に特段の御連絡は不要です。お気軽に御参加ください。

学内イベントのため、上記 URL、ID 及びパスワードを公開したり、学外者に知らせたりすることはおやめください。

開始時間 3 分前までに上記 URL からご参加ください。

表示名を、学生の方は「学籍番号+氏名」、教職員の方は「御所属+氏名」にしてください。講演中はマイクをミュートでお願いします。

* 講演者プロフィール

久保野恵美子 (くぼのえみこ) 氏

東北大学大学院法学研究科教授。同研究科長・法学部長。成蹊大学法学部助教授、東北大学大学院法学研究科准教授等を経て現職。

お問い合わせ: 静岡県立大学国際関係学部 石川義道・坂巻静佳

* 本講義は 2024 年度静岡県立大学国際関係学部教員特別研究推進費の助成を受けたものです。